

様式第1号(第6条関係)

休日保育利用申込書

年 月 日

(実施施設の長)

様

保護者 住所  
氏名  
電話

次の事由により休日保育を利用したいので、鳥取市休日保育事業実施要綱第6条の規定により申し込みます。

ふりがな					平日利用保育施設
児童名	年 月 日生(男・女)		歳 (4月1日現在)		
支給認定	1号認定				
	2号認定 ( 標準時間 短時間 )				
	3号認定 ( 標準時間 短時間 )				
	なし				
利用方法	就労など認定を受けた理由と同じ理由により、休日に休日保育を利用した場合、代わりに月曜日から土曜日に保育を利用しない日を設けます。 利用料は無料となりますが、利用の都度「振替休日確認票」の提出が必要です。 支給認定が2号認定又は3号認定の方のみ対象となります。				
	上記以外 利用料が必要です。				
家庭の状況	氏名	続柄	年齢	勤務先・学校名	連絡先等
		父			
		母			
・利用期間	年間 ( 年 月 日 ~ 年 月 日 )				
・保育時間	随時 ( 年 月 日 ) ( 午前 時 分 ~ 午後 時 分 )				
休日保育を必要とする 具体的理由	父				
	母				
その他参考事項(病気・アレルギー等)					

実際の休日保育の利用に当たっては、利用日の1週間前までに休日保育実施施設（以下「実施施設」といいます。）に空き状況を確認し、予約を行ってください（既に定員に達している場合は、予約できない場合があります。）。

この申込み内容に変更がある場合は、実施施設にご連絡ください。

利用料は、利用日当日**クレジット決済になります。**

支給認定が2号認定又は3号認定の方で、就労など支給認定を受けた理由と同じ理由により、休日に休日保育を利用し、代わりに利用日の前後6日以内の月曜日から土曜日までの日に保育を利用しない日を設ける場合は、利用料は無料となります。「振替休日確認票」に平日利用している保育施設の確認を受け、休日保育の利用の都度、利用日までに実施施設に提出してください。（「振替休日確認票」の提出がない場合は、利用料が必要となります。）

平日利用している保育施設と休日保育実施施設との間で、保育の実施状況その他児童の処遇上必要な事項について連絡を取り合うことがありますので、あらかじめご了承ください。

休日保育を必要とすることを確認できる書類をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

利用予約を取り消す場合は、速やかに実施施設に連絡してください。

以下は実施施設が記載します。

上記の申込みを	承諾します。
	承諾できません。（理由
	）
年 月 日	
	（実施施設の長）

様式第2号(第8条関係)

休日保育利用に係る振替休日等確認票

ふりがな			平日利用保育施設
児童名	年 月 日生(男・女)	歳 (4月1日現在)	
支給認定	2号認定 ( 標準時間 短時間 ) 3号認定 ( 標準時間 短時間 )		

休日保育利用日 (予定)	振替休日 (予定)	平日利用 施設確認印	休日保育 施設確認印	備考
月 日( )	月 日( )			
月 日( )	月 日( )			
月 日( )	月 日( )			
月 日( )	月 日( )			
月 日( )	月 日( )			
月 日( )	月 日( )			
月 日( )	月 日( )			
月 日( )	月 日( )			
月 日( )	月 日( )			
月 日( )	月 日( )			

この確認票は、休日保育利用(予定)日、振替休日(予定)日を記載し、平日に利用している保育施設の確認を受けた後、利用前に休日保育実施施設に提出してください。振替休日(保育を利用しない日)は、休日保育利用日の前後6日以内の月曜日から土曜日で設定してください。なお、同一の日を2以上の休日保育利用日の振替休日とすることはできません。

この確認票の提出がない場合、利用料が必要となります。

振替休日にお休みされなかった場合は、利用料を休日保育施設にお支払いください。  
(お支払いがないままの場合、次回の休日保育の利用はできない場合があります。)